

特別区(東京23区)

職員採用試験情報



令和6年1月11日
特別区人事委員会事務局

特別区職員 I 類採用試験において 採用候補者名簿の有効期間を 延長します！

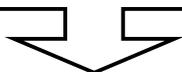


変更のポイント

名簿の有効期間を

「1年」から「3年」へ延長

令和6年度から、I類採用試験の全試験区分において、
採用候補者名簿の有効期間を「3年」に延長します。
延長により、採用希望年度を選択できるようになります。



I類採用試験の全試験区分を対象とします！

事務（一般事務）・事務（ICT）※¹・土木造園（土木）・土木造園（造園）
建築・機械・電気・福祉・心理・衛生監視（衛生）・衛生監視（化学）・保健師
※¹事務（ICT）については、令和6年度から試験を開始します。



採用希望年度を選択できます！

令和6年度受験者の場合

①令和7年4月1日 ②令和8年4月1日 ③令和9年4月1日



多様な経験を積んでから特別区への就職を
希望できます！

- ・最終合格後に大学院へ進学し、3年後に採用
- ・最終合格後にNPOや民間企業等へ就職し、2年後に採用 など

※²詳細は、令和6年3月8日（金）発表予定の「特別区職員 I 類採用試験案内」で公表します。
発表日以降、特別区人事委員会ホームページからご確認ください。

(<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiiinkaitop/>)

